



## 国民年金揭示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

### 4月から国民年金の保険料が変わります

平成28年4月から、自営業や学生などの第1号被保険者の保険料が次のとおり変わります。

#### 第1号被保険者の保険料月額

**定額保険料 16,260円(27年度=15,950円)**

国民年金保険料の改定にあわせ前納保険料も変わります。

	毎月納付	4～9月前納	10～3月前納	1年前納
	定額	定額	定額	定額
現金納付・クレジット納付	16,260円	96,770円	96,770円	191,660円
	—	790円割引	790円割引	3,460円割引
	納期=翌月末日	納期=5月2日	納期=10月31日	納期=5月2日
口座振替	16,260円	96,450円	96,450円	191,030円
	—	1,110円割引	1,110円割引	4,090円割引
	翌月末日振替	5月2日振替	10月31日振替	5月2日振替
早割	16,210円			
	50円割引			
	当月未振替			

※2年前納金額(5月2日振替)は377,310円です。

※現金納付については、1年分、6ヵ月分だけでなく、任意の月から年度末までの前納も可能ですので、問い合わせください。

※28年度の口座振替・クレジットの2年前納・1年前納の申し込みは、広報あこう1月号でお知らせしたとおり、2月末で終了しています。

◎4月から厚生年金等に加入が決まっている人、またその扶養に入る予定の配偶者の人で、現在国民年金の保険料を「口座振替」にしている人へ

国民年金第1号被保険者から2号及び3号への資格変更は、事業所の手続きにより変更されるため、市役所での手続きは不要です。

ただし、事業所の届けが日本年金機構で確認されるまでは、引き続き保険料が引き落とされます。事前に保険料の引落しを止めるためには、「口座振替辞退申出書」の提出が必要です。届出と入れ違いで引き落とされた保険料は後日還付されますが、1年前納等の方は額が大きいため、事前に手続きされることをお勧めします。(用紙は市役所市民課年金担当まで)



## 国保医療だよ

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

### こんなときは14日以内に届出を!

国民健康保険の資格に変更などがあつたとき(表の「こんなとき」)、世帯主は14日以内に国保医療係(市役所1階④番)の窓口まで届出をしてください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)、書類A
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	印鑑、被扶養者でない理由の証明書(資格喪失証明書)、書類A
	国保の被保険者に子どもが生まれたとき	印鑑、親子(母子)健康手帳
やめるとき	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書、書類A
	他の市区町村に転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)、書類A
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証
その他のとき	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書、書類A
	赤穂市内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、保険証
その他のとき	世帯を分けたり、一緒にしたとき	印鑑、保険証、在学証明書、書類B
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書、書類B
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	印鑑、身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)
		印鑑、身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)

書類Aとは

・世帯主と手続きをする対象の人のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード

書類Bとは

・手続きをする対象の人のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード

書類A・B共通

・窓口に来られる人の本人確認書類(世帯主が窓口に来られないときは、委任状もしくは世帯主の保険証等(原本)が必要です。)  
(※本人確認書類とは、公的機関が発行した顔写真付きの身分証明等です。詳しくは、医療介護課国保医療係まで問い合わせください。)



## 介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

### 申請の際のマイナンバー、身元確認にご協力をお願いします

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが利用されています。

介護保険にかかる申請も、介護保険要介護認定・要支援認定申請等、法律で定められた事務に限ってマイナンバーの確認が必要となりました。あわせて、申請書提出に際して、被保険者本人や窓口に来られた人(被保険者の代理人)の身元確認も必要となりました。申請を行う際は、次のものを持参いただき、申請確認業務にご理解とご協力をお願いします。

手続きの際には次の確認書類が必要となります。

#### ●申請者が本人の時

##### 【本人の身元確認】

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳等、顔写真の表示があるもののいずれか1つ。
- ・顔写真の表示がない場合は、介護保険被保険者証、医療保険被保険者証、年金手帳などの公的書類を2つ以上。

##### 【本人の番号確認】

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、個人番号の記載された住民票の写し等のいずれか1つ。

#### ●申請者が代理人の時

##### 【代理権の確認】

- ・法定代理の場合・・・戸籍謄本や登記事項証明書など
- ・任意代理の場合・・・委任状
- ・上記が困難な場合・・・本人の介護保険被保険者証や公的医療保険被保険者証

##### 【代理人の身元確認】

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート等、顔写真の表示があるもののいずれか1つ。
- ・顔写真の表示がない場合は、医療保険被保険者証、年金手帳などの公的書類を2つ以上。

##### 【本人の番号確認】

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)又はその写し、通知カード又はその写し、個人番号の記載された住民票の写し等のいずれか1つ。
- ※被保険者本人が40歳から64歳までの者の場合は、被保険者本人の公的医療保険被保険者証又はその写しを持参してください。
- ※郵送で申請する場合は、申請書に確認書類の写し(委任状は原本)を添付の上、提出してください。

## 市老連だより いきいき赤穂

No.12

塩屋地区老人クラブ連合会

### 市老連芸能大会を迎えて

芸能大会が近づくにつれて、今年度はどの地区の人に出演してもらうか、何組が出演してくれるのかなど、いろいろと考えて各地区出演者の募集をお願いしています。近年、どの地区も会員数の減少により、出演者はなかなか集まらず、「芸能者がいなくなったのではないかと寂しく思います。

昨年度の募集は、当初、「新舞踊1組、カラオケ1組」しか集まらず、各地区をお願いをして、ようやくもう1組に出演してもらえたものです。

今年度は、各地区をお願いして、やっと「新舞踊2組、カラオケ1組」が集まり、3組の出演で芸能大会のバランスをとってもらうことになりました。

「好きこそものの上手なれ」と言われますが、当日の出演者は、皆さん堂々と演技し、少々間違っても最後はきちっと合わせて舞台から降りてきます。これには「さすが」と感心することしきりです。

世の中には一芸に秀でた人も多くおられると思いますので、ぜひ老人クラブに加入いただき、芸能大会でご披露願えればと思います。(真殿 二充)

